

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年4月10日（金）午後1時30分
2. 閉会日時 令和8年4月10日（金）午後2時51分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員
1番 小野 真一 2番 市川 博 3番 清水 哲治
4番 杉谷 孫司 5番 南 喜久治 6番 後呂 豊
7番 尾崎 義治 8番 福田 博保 9番 鈴木 隆文
10番 木戸 孝 11番 藤原 久恵 12番 山本 孝一
13番 柏木 彰文 14番 大平 倫生
5. 欠席委員 なし
6. 事務局
局長 富田 康高 係長 柳原 克彰 主査 赤井 志央
主事 前田 大輔 主事 大仲 絢
7. 議事日程
開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第 5号 農地法第5条の規定による許可について
議案第17号 農地法第3条の規定による許可について
議案第18号 農地法第4条の規定による許可について
議案第19号 農地法第5条の規定による許可について
議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農
用地利用集積等促進計画の案について
その他

8. 会議の概要

〇〇局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から4月の農業委員会を開催させていただきますと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。会議に入る前に、職員人事異動がありましたので、ご報告いたします。事務局長より報告願います。

〇〇局長 職員人事異動において、富田事務所長兼農林水産課長兼農業委員会局長の古守氏の定年退職に伴い後任で私富田が所長兼課長兼局長となりました。よろしくお願いいたします。また、富田事務所・農林水産課内の異動ですが、まず私の後任の農林水産課副課長は、教育委員会より小河畑副課長で、振興係は岡本主事が地域防災課へ異動となり、定年退職し再任用短時間勤務職員として採用された古守主幹が後任することとなりましたのでご挨拶させていただきます。～各自挨拶した。～

議長 ありがとうございます。それでは、局長以外の方は退席をお願いします。～職員退席した。～

議長 それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際し事前に欠席届をいただいております委員さんは、おりません。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。3番の清水 哲治委員と8番の福田 博保委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

〇〇委員 はい。

〇〇委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第5号 農地法第5条の規定による許可について3件ございますが、一括して事務局から報告願います。

〇〇係長 それでは、報告第5号 農地法第5条の規定による許可についてご報告いたします。令和8年3月13日付けで許可相当の議決をいただきました件につきまして、白浜町農業委員会の会長に対する事務委任規則第3条に基づきご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。番号1。申請地は、〇〇外13筆で、残土処理場です。3月25日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり3月27日付けで一時転用5年延長の許可書を交付しています。

続きまして、議案書の2ページをお願いいたします。番号2。申請地は、〇〇外4筆で、残土処理場です。3月25日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり3月27日付けで一時転用5年延長の許可書を交付しています。

続きまして、議案書の3ページをお願いいたします。番号3。申請地は、〇〇外2筆で、残土処理場です。3月25日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり3月27日付けで一時転用5年延長の許可書を交付しています。なお、いずれも同日付けで、農地転用後の事業計画変更の承認についても交付しています。以上ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第5号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第17号 農地法第3条の規定による許可につきまして上程いたします。6件ございますが、一括して事務局から説明願います。

〇〇係長 はい。議案第17号 農地法第3条の規定による許可につきましてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては後継者不在で耕作者を探していましたが、近隣で耕作している譲受人に譲渡し、維持管理をしていただきたいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては近隣で耕作しており、付近で農地を探していましたが、別件で購入したい農地に近く、効率よく耕作できると考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、耕作放棄地となっており、近隣で耕作している譲受人に譲渡し、維持管理をしていただきたいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては近隣で耕作しており、付近で農地を探していましたが、別件で購入したい農地に近く、効率よく耕作できると考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の6ページをお願いいたします。番号3。申請地は〇〇外3筆で、地目は台帳、現況ともに〇〇と〇〇が畑、それ以外が田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては後継者不在で遠方に居住しているため、近隣で耕作している譲受人に譲渡し、維持管理をしていただきたいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては近隣で耕作しており、民家や倉庫と合わせて譲り受けたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。補足です。当該地は2月会議議案第8号農地法第3条の許可の取消について、ご審議いただきご承認いただいたところです。また〇〇と〇〇の隣接している〇〇という建物も農地ではありませんが購入しています。以前に〇〇委員からご指摘がありました、対象

地奥の果樹園、大きな山林になるのですが、そこは地目が山林になるので農業委員会の許可は必要ないですが、そこも購入すると聞いています。

続きまして、議案書の7ページをお願いいたします。番号4。申請地は〇〇外1筆で、地目は台帳、現況ともに全て畑、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては営農していた父が他界し、農地の管理が困難であったところ、譲受人から申し入れがあったため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては経営規模を拡大のため、隣接地である当該地を購入したいと考えたことから、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の8ページをお願いいたします。番号5。申請地は〇〇外1筆で、地目は台帳、現況ともに全て畑、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、居住地が遠方のため耕作や維持管理をすることが困難なことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては県外で会社経営をしていますが、会社経営の一部を譲渡して農業等による生活をしたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。番号6。申請地は〇〇外1筆で、地目は台帳、現況ともに全て畑、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇です。所有権の移転で、譲受人の〇〇の耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては高齢になり、農地の管理や耕作を行える人物に引き継ぎたいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地を取得し、農業と福祉の連携による新たな地域モデルの構築をしたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番から3番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 遊休地の雑草がきれいに刈っており、問題ありません。また畑もユンボで整地されていますので、異議ございません。

議長 4番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 草刈りもしていますので、特に異議ありません。

議長 5 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 対象地の面積が小さいような気がするのですが。

〇〇係長 地図は一体のようには見えますが、対象地以外は宅地や雑種地になります。

〇〇委員 分かりました。異議ございません。

議長 6 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

〇〇委員 1 番から 3 番の〇〇さんはきちんと耕作していますか。

〇〇委員 畑もユンボが入って整地されており、耕作してます。みかんの木も植えています。

〇〇委員 この方は渡船業をしているので、農業をするようには思えないのですが。

〇〇係長 現地確認した際にも〇〇さんがおりまして、話をさせていただきました。〇〇委員がおっしゃるように、草刈りをしてユンボで畑を整地されており、耕作していました。これから農業を一生懸命行うと聞いてます。最近、〇〇地域に遊休農地が多く、〇〇さんが相談を受けている農地が多々あるようですので、今後も農地を購入する予定があると聞いています。

〇〇委員 分かりました。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

〇〇委員 6 番は何を耕作しているのですか。

〇〇係長 現況では山林のようになってますが、榊やビシャコを栽培すると聞いています。現地確認をした際には一部しか植わってなく、〇〇さんに確認したところ、今後はきちんと整備して栽培していくそうです。しかし機械も入っていきけるような場所ではないので、どうかと思うのですが。〇〇さんについては〇〇で〇〇という障がい者の就労支援をしている法人の代表者でもり、〇〇で雇用していきたいと聞いています。

〇〇委員 最近、大阪府で障がい者を多数雇用して、不正に補助金を受給した事件があったと思いますが、同じようなことではありませんか。

〇〇係長 障がい者支援の補助金については、存じ上げないのですが。

〇〇委員 認めてもよいのでしょうか。

〇〇係長 法人が農地を取得するには、農地所有適格法人の要件を満たす必要があります、法人登記事項証明書や定款によると、昨年7月に設立した法人であり、農業経営はこれから始めるところです。農地所有適格法人の要件としては、法人形態や主たる事業が農業関連であることや議決権や役員要件等がありますが、満たしております。事務局としましては、現時点では書類が揃っていますので、認めざるを得ないと考えております。今後の利用状況次第で、適切に管理や耕作をされていないと判断された場合には、次回、農地の所有について申請があった際に不許可となることもあると思います。

〇〇委員 農業を営むのであれば、農業に専念しろと言いたいです。福祉を関連付ける必要があるのでしょうか。

〇〇委員 別に良いのではないのでしょうか。たしかに問題になった事例もありますが、すべての事業者が悪いわけではありません。一部の人が問題を起こしたことであり、すべての事業者が悪いとは思えません。

〇〇委員 今回の申請者は〇〇で実績があるのですか。

議長 現時点での精査内容を満たしておりますので、認めざるを得ないと思いますが、次回の申請があった場合には、会議で精査されることになると思います。

〇〇委員 認めざるを得ないのであれば、受け付けた時点で認めればよいではありませんか。会議を開いて、誰も意見がなかったので承認しましたとする必要がないと思います。

〇〇係長 不許可にする場合は理由が必要ですが、〇〇委員はどのような理由で不許可にすべきとお考えでしょうか。

〇〇委員 本当に福祉なのでしょうか。そのことについて事務局は調べていますか。農地を取得する話に関連させる必要がありますか。

〇〇委員 申請人がそういった理由で書類を提出している以上、理由の部分にまでこちらが意見することはないと思います。

〇〇係長 〇〇は農地所有適格法人になることができず、農地を取得できないことから、別会社の〇〇を設立しました。〇〇は農業をするということで、農地所有適格法人の要件は満たしています。農地の貸し借りは〇〇もできるため、農地中間管理事業を活用した貸借もされています。また、農業は〇〇に一本化するというのであれば、貸付先の変更の話も案内していきたいと思います。

〇〇委員 分かりました。気を付けて現地を見ていきたいと思います。

議長 議案第 17 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 10 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、倉庫用地への転用申請です。申請理由は、当該地の隣接地に居住していますが、整理整頓するための倉庫が必要となったことから、本申請に至りましたとのことです。なお、3m以内に隣接する農地所有者は申請人以外いません。また水利組合もありません。それから、令和 7 年 9 月の会議で、農業振興地域計画の農用地区域からの除外についてご承認いただき、その後手続きを進め、令和 8 年 3 月 2 日付けで農用地区域から除外しています。それにより申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第 4 条第 6 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明した。～以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 事務局からの説明が終わりました。〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 18 号に

つきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可について上程いたします。3 件ございますが、一括して事務局より説明願います。

〇〇係長

はい。議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 11 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇です。所有権移転を伴います資材置場への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては当該地について今後の利用方法を検討した結果、譲受人と合意が成立したことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては事業拡大に伴い既存の資材置場が手狭になり、新たな資材置場として当該地を利用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、3m以内に隣接する農地所有者の同意書及び水利組合の承諾書が添付されています。本申請地の農地区分は、ほ場整備事業を行った区域内ですが、将来的には農地以外の土地として利用するという計画で非農用地として換地処分された土地ですので、第 2 種農地となります。

続きまして、議案書の 12 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇です。所有権移転を伴います建設機械・建設車両置場への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、遠方在住で維持管理ができずに長年遊休農地となっていたことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては業務範囲を拡大しつつある中で、白浜町以南の地域で建設機械や建設車両置場を探していたところ、協議が整ったため本申請に至りましたとのことです。それから、令和 7 年 1 月の会議で、農業振興地域計画の農用地区域からの除外についてご承認いただき、その後手続きを進め、令和 7 年 6 月 27 日付けで農用地区域から除外しています。それにより申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、水利組合の承諾書が添付されています。3m以内に隣接農地として 2 筆、関係者 3 名の農地がありますが、その内 1 筆、2 名については、登記簿記載の所有者住所に書面を郵送するも宛て所不明で返送されたとのことで、同意をいただけておりません。そのため、〇〇、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員による現地調査を行い、結論としては、「許可相当」と判断しています。

続きまして、議案書の 13 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇です。所有権移転を伴います建設機械・建設車両置場への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しましたが、農地の維持管理ができず長年遊休農地となっており、今後も耕作再開の見込みがないことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては業務範囲を拡大しつつある中で、白浜町以南の地域で建設機械や建設車両置場を探

していたところ、協議が整ったため本申請に至りましたとのこと。なお、3m以内に隣接する農地所有者の同意書及び水利組合の承諾書が添付されています。それから、令和6年5月の会議で、農業振興地域計画の農用地区域からの除外についてご承認いただき、その後手続きを進め、令和6年10月28日付けで農用地区域から除外しています。それにより申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。補足です。番号2の〇〇との一体利用となり、水利組合からは、資材や重機より流れ出た油が用水路に流れ込まないように注意する。多い場合は浄化槽の設置をお願いしますとのこと。また、当委員会からは、南側町道より進入するため、雨天等の出入りの際、町道を泥などで汚さないよう周辺の方の理解が得られる計画にすることと伝えていたところ。その対応ですが、事前に配布した計画平面図の右下のその他遵守事項に記載があります。水利組合については、①利用にあたり建設機械・車両から油や汚水、異物等が落下しないよう留意し、そのようなことがあった際は、即座に除去清掃を行う。当委員会については、②町道との出入りの際、道路に土砂・異物等が流出しないよう注意を払い、万一の際は随時清掃します。量水器を設置して定期的な清掃に努めるとのこと。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明した。～以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 今までは雑草が生い茂っており、用水路まで覆いかぶさる状態でした。今後は面積が小さいですが資材置場として利用されるということで、隣の土地と一体利用されるのかなと勝手に想像しています。ただ、草刈りしていただけるだけでも有難いので、異議ございません。

〇〇係長 補足です。隣の土地も農地ですので農地の管理について文書を送付したことがあります。相続人がたくさんいることもあり相続登記が完了できていない状態です。そのうちの1人に草刈り等の対応をしていただきました。今後も土地を管理して頂けると思いますが、相続権の持分が少ない方ですので、農地の貸借ができるかは不透明です。

議長 2番、3番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 19 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 20 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。事務局から説明願います。

〇〇係長 はい。議案第 20 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。これは「農用地利用集積等促進計画案」について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。それでは、議案書 14 ページから 16 ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は 11 件、16 筆で、面積は合計 〇〇㎡となっております。また、番号 6 が賃借権、それ以外が使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うこととなります。なお、番号 2 と 3、番号 8 と 9 は、貸し手と貸付先が同じですが、地域計画内外で契約を分けることとなりますので、別にしております。続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の 17 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は 〇〇㎡です。貸し手は 〇〇の 〇〇さん 〇〇歳で、貸付先は 〇〇の 〇〇さん 〇〇歳です。令和 8 年 6 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は梅栽培です。補足です。これまでも貸付先が耕作していましたが、相続により所有者に変更がありましたので、新規設定としています。

続きまして、議案書の 18 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は 〇〇で、現況地目は畑、面積は 〇〇㎡です。貸し手は 〇〇の 〇〇さん 〇〇歳で、貸付先は 〇〇の 〇〇さん 〇〇歳です。令和 8 年 6 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。補足です。相対による使用貸借権の更新ですが、農地中間管理事業としては初めてですので、新規設定としています。

続きまして、議案書の 19 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は 〇〇で、現況地目は畑、面積は 〇〇㎡です。貸し手は 〇〇の 〇〇さん 〇〇歳で、貸付先は 〇〇の 〇〇さん 〇〇歳です。令和 8 年 6 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。補足です。相対による使用貸借権の更新ですが、農地中間管理事業としては初めてですので、新規設定としています。

続きまして、議案書の 20 ページ、21 ページをお願いいたします。番号 4。申請地は 〇〇外 4 筆で、現況地目は全て田、面積は合計 〇〇㎡です。貸し手は 〇〇の 〇〇さん 〇〇歳で、貸付先は 〇〇の 〇〇さん 〇〇歳です。令和 8 年 6 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 22 ページをお願いいたします。番号 5。申請地は 〇〇

で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年6月1日から4年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です

続きまして、議案書の23ページをお願いいたします。番号6。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年6月1日から5年間の貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。補足です。これまでも貸付先が耕作していましたが、相続により所有者に変更がありましたので、新規設定としています。

続きまして、議案書の24ページをお願いいたします。番号7。申請地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年6月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の25ページをお願いいたします。番号8。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年6月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の26ページをお願いいたします。番号9。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年6月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の27ページをお願いいたします。番号10。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年6月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の28ページをお願いいたします。番号11。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年6月1日から5年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番から3番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 4番から6番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 7 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 8 番から 10 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 11 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 20 号につきまして、計画の案を承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

〇〇係長 はい。
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。～
～農業委員会活動助成金の支払いについて（3 月 25 日払）、説明した。～
～農地利用最適化補助金の支払いについて（4 月 3 日払）、説明した。～
～JR 等への草刈の要望について、説明した。～
～令和 8 年度農業委員会当初予算について、説明した。～

〇〇委員 JR 等への草刈の要望をしているが、要望したらやってくれるのか。

〇〇係長 あくまでも要望ですので、どこをいつやるかという連絡はいただいております。農地に関わることがあれば、こちらから声をかけることができます。

〇〇委員 すみません。地域計画の今年度の動きについて何か分かれば教えて下さい。作成後の成果等がどのようになっているのか教えていただきたいです。

〇〇係長 振興係が担当になるので、次回確認させていただきます。

それからその他になりますが、米の再生二期作の実証実験について説明させていただきます。～米の再生二期作の実証実験について、説明した。～

議長 他に何かご意見等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和8年5月8日（金）午後1時30分から日置川拠点公民館2階 大会議室での開催を予定しております。本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。～大平会長は、午後2時51分に閉会を宣言した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。